

議案第19号

三朝町情報公開条例の一部改正について

次のとおり三朝町情報公開条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年3月8日

三朝町長 吉田秀光

三朝町情報公開条例の一部を改正する条例

三朝町情報公開条例（平成11年三朝町条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び磁気テープ（ビデオテープ及び録音テープを含む。）その他これらに類するものから出力又は採録されたものであって、決裁、供覧等の手続が終了し、実施機関において管理、保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>(<u>公文書の開示を請求できる者</u>)</p> <p>第5条 次に掲げる者は、実施機関に対し、公文書の開示（第4号に掲げるもの）については、そのものの有する利害関係に係る公</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び磁気テープ（ビデオテープ及び録音テープを含む）その他これらに類するものから出力又は採録されたものであって、決裁、供覧等の手続が終了し、実施機関において管理、保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>(<u>公文書の開示を請求できるもの</u>)</p> <p>第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、公文書の開示（第4号に掲げるもの）については、そのものの有する利害関係に係</p>

文書の開示に限る。)を請求することができる。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有するもの

(開示請求の手続)

第6条 公文書の開示の請求(以下「開示請求」という。)をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 前条第4号に掲げるものにあつては、利害関係を有する事由

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

(任意的な開示)

第11条 実施機関は、第5条の規定により開示請求をすることができる者以外のものから公文書の開示を求める申出があつたときは、これに応ずるように努めるものとする。

(開示請求に対する決定等)

第12条 実施機関は、第6条の規定による開示請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して15日以内に、公文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定、第10条の規定により開示請求を拒否する旨の決定又は開示請求に係る公文書を保有していない旨の決定(以下「開示決定等」という。)をしなければならない。

2 略

3 実施機関は、開示決定等をしたときは、遅滞なく開示請求者に対して、その内容を記載した書面により通知しなければならない。ただし、直ちに公文書の開示を行う場合は、この限りでない。

る公文書の開示に限る。)を請求することができる。

(1)～(3) 略

(4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有するもの

(開示請求の手続)

第6条 公文書の開示の請求(以下「開示請求」という。)をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 第5条第4号に掲げるものにあつては、利害関係を有する事由

(4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

(任意的な開示)

第11条 実施機関は、第5条の規定により開示請求をすることができるもの以外のものから公文書の開示を求める申出があつたときは、これに応ずるように努めるものとする。

(開示請求に対する決定等)

第12条 実施機関は、第6条の規定による開示請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して15日以内に、当該請求に係る公文書の開示をするかどうかを決定しなければならない。

2 略

3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、遅滞なく当該決定の内容を開示請求者に書面により通知しなければならない。ただし、直ちに公文書の開示を行う場合は、この限りでない。

<p>4 実施機関は、<u>公文書の全部を開示する旨の決定以外の開示決定等をしたときは、前項の通知に当該開示決定等の理由を付記しなければならない。</u></p> <p>(第三者保護に関する手続)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>前条第1項の規定による公文書の全部又は一部を開示する旨の決定</u>（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>3 略</p>	<p>4 実施機関は、<u>第1項の規定による決定の内容が請求に係る公文書の全部（第10条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）若しくは一部を不開示とする場合は、その理由を記載した書面により、開示請求者に通知しなければならない。</u></p> <p>(第三者保護に関する手続)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>前条第1項の決定</u>（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>3 略</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。